

答申案審議に向けた論点整理

(我孫子市クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価方法書)

【委】: 委員意見 【事】 事務局意見
【市】: 市町長意見

()は方法書のページ

1 地域特性および事業特性

(1) 地域特性

事業実施区域は南北の高台に挟まれた低地であり、北側には利根川、西側には古利根沼が存在すること。(3-24)

事業実施区域の近傍には、人と自然との触れ合いの活動の場である利根川及び利根川ゆうゆう公園、利根川サイクリングロード等があること。(3-92)

事業実施区域は都市計画法の用途地域の指定のない地域であり、市街化区域が南側約 1km の地域に存在していること。(3-101)

事業実施区域の近傍には、福祉施設など環境の保全についての配慮が特に必要な施設が存在すること。(3-109)

(2) 事業特性

現在稼働中の廃棄物焼却施設が老朽化したことから、新たに廃棄物焼却施設を設置する計画であること。(2-1)

現行の焼却施設の供用を継続しながら、事業区域内で既存施設の撤去と新規施設の設置を行う計画であること。(2-7)

廃棄物焼却施設は、ストーカ炉方式を採用し、処理能力は、現施設の約 195 t / 日から約 120t/日に小型化する計画であること。(2-30)

事業実施区域にリサイクル処理施設を設置し、不燃ごみ・資源ごみの破碎・選別及び容器包装プラスチックの圧縮梱包等を行う計画であること。(2-6)

ごみ処理の過程で発生する熱エネルギーを回収し、発電する計画であること。

(2-30)

現行の焼却施設の解体撤去について、具体的な計画が記載されていないこと。

2 総括的事項

本事業における、各施設の設置、移設及び撤去の計画及び、現行焼却施設から新設焼却施設への運用の移行計画について明らかにすること。一連の整備計画による環境への影響を精査した上で、適切に環境影響評価を実施すること。

【委】【事】 答申 1

【委員：今回の事業では、既存の施設を解体、撤去すると思うが、これらは環境影響評価の活動要素に含めないのか】

現行の焼却施設の解体撤去に際しては、アスベスト、ダイオキシン類等の飛散流出が懸念されることから、適切な解体撤去計画の検討を行うこと。【事】 指導

3 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(1) 全般事項

環境影響評価の実施に当たっては、各活動要素及び環境要素に係る影響について改めて検討したうえで環境影響評価項目を適切に選定し、最新の知見を基に、調査、予測及び評価を定量的に行うとともに、具体的な環境保全措置の検討を行うこと。

【事】 答申2(1)

準備書作成の前に、計画処理量及びごみ質の変化が見込まれる場合は、大気質、温室効果ガス等の予測への影響を考慮し、必要に応じて調査計画の見直しを検討すること。【事】 答申2(1)

【事：他の一般廃棄物処理施設の方法書に関する論点整理を踏まえ、環境調査に当たっては、事業計画の変更等を踏まえ適切に実施するように求めている】

事業実施区域に隣接する障害者支援施設について、居住施設の場所を図面により明らかにするとともに、当該施設への環境影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。【事】 答申2(1)

【事：当該施設は事業実施区域の近傍に存在しているため環境影響が懸念されることから、居住施設の場所を明らかにし、適切に評価するよう求めている】

(2) 大気質

新設焼却施設の各炉の運転計画を明らかにするとともに、1炉での稼働が見込まれる場合には、当該条件においても大気質の予測及び評価を行うこと。

【事】 答申2(2)

【事：1炉運転を実施した場合、吐出速度等が変化することにより、2炉運転時よりも最大着地濃度が高い地点が生じる可能性があることから、予測・評価を行うことを求めている】

焼却施設から発生する排ガスの性状を明らかにしたうえで、必要な排ガス処理施設の種類及び性能について検討を行い、その結果を踏まえて環境影響評価を実施すること。【事】 指導

【事：ストーカ炉はガス溶融炉に比べて一般的にばいじんの発生が増えることから、排ガス処理対策について具体的に記述する必要がある】

施設の稼働による大気質の調査について、地形や風特性等を考慮して調査地点を設定するとともに、設定の理由を明らかにすること。【委】【事】 答申2(2)

【委員：「新廃棄物処理施設の稼働による大気質」の調査地点の設定の理由を教えてください。高台に調査地点を設定することに問題はないのか。】

委員：対象施設の設置場所と周辺市街地の大部分は標高が異なっていて、対象施設の敷地付近で気象（風）測定をしても、台地上の風向・風速とはかなり異なる恐れがある。測定結果を使う際に、予め台地上の測定局のデータとの比較検討を行い、その結果を記述するとともに、その結果をふまえて適切な濃度予測を実施されたい】

工事用車両及び廃棄物運搬車両の走行による影響について、周辺の環境に配慮した走行ルートを検討を行い、その結果を踏まえたうえで予測、評価を行うこと。また、予測に用いた自動車交通量や地形の状況等の条件等について明らかにすること。

【委】【事】 指導

【委員：悪臭・大気汚染に関して、隣に福祉施設がある中、どのようにルート選定を行うのか】

施設供用時の長期平均濃度予測に用いる将来バックグラウンド濃度は、現況調査結果と文献資料調査結果の相関分析を行うことなどにより妥当性の確認を行うこと。

【事】 指導

【事：現況調査結果のみでは、地域の平均的な濃度を把握しているか判断できないため、資料等と比較することを求めている】

施設供用時の短期高濃度予測について、大気安定度不安定時、上層逆転層発生時、接地逆転層崩壊時、ダウンウォッシュ時及びダウンドラフト時の事象ごとに高濃度となる煙源条件を設定するとともに、その設定根拠を具体的に記載すること。

【事】 答申2(2)

【事：現時点では煙源条件が明らかにされていないため、適切に設定することを求めている】

(3) 水質

工事の実施に伴う影響について、濁水防止対策等の具体的な内容を明らかにしたうえで、可能な限り定量的に評価を行うこと。【事】 指導

【事：水質への影響の予測手法及び濁水防止対策について具体的に示されておらず、評価の方法についても明らかにされていないことから、予測手法等を具体的にするように求めている】

供用時における排水の水質及び量を明らかにすること。また、排水の処理方法、処理後の水質及び放流先についても明らかにするとともに、放流先の水質への影響を検討し、必要に応じて環境影響評価項目として設定すること。

【委】【事】 答申2(3)

【委員：70t/日は相当量であり、適正な量が確認いただきたい。その結果を踏まえ、アセスメントの観点から見直しをされた方がよい。

事：排水に係る基準値については、その排水量、放流先及び合併浄化槽の規模により異なることから、排水量、放流先（具体的な河川名）及び合併浄化槽の規模（処理対象人員）を明確にすること】

(4) 水文環境

工事の実施及び施設の供用に伴う影響について、地下構造物の規模及び深度を明らかにしたうえで、地下水流動への影響を検討し、必要に応じて環境影響評価項目として設定すること。【委】 答申2(4)

【委員：新廃棄物処理施設はどのような建築物になるのか。地下に施設を設置するのか。地下水流動がどうなるか気になっている】

(5) 騒音

騒音の影響に係る調査について、周辺の状況や施設の配置等を踏まえて調査地点を設定するとともに、設定の理由を明らかにすること。【事】 指導

【事：騒音の現況調査については、周辺の状況や施設の配置等を踏まえて調査地点を設定するとともに、調査地点（位置及び調査地点数）の選定理由を明らかにすること】

工事の実施及び施設の供用による影響について、事業実施区域西側に障害者支援施設等が位置することから、音源の位置や高さ等を踏まえ、当該施設への影響を適切に予測すること。【事】 答申 2 (5)

【事：予測に当たっては、施設や機器の配置を踏まえ、適切な予測を行うこと。施設の供用時における騒音の予測に当たっては、事業場西側に知的障害者入所更生施設等が位置することから、音源の位置や高さ等を踏まえ、適切な予測を行うこと】

(6) 悪臭

悪臭の影響に係る調査について、地域の風特性や施設の配置、隣接する障害者支援施設への影響等を踏まえて調査地点を設定するとともに、設定の理由を明らかにすること。【委】【事】 答申 2 (6)

【委員：悪臭・大気汚染に関して、隣に福祉施設がある中、どのようにルート選定を行うのか】

(7) 土壌

工事の実施による影響に係る調査について、地歴調査に基づき必要な数の調査地点を設定するとともに、設定の理由を明らかにすること。

【委】【事】 答申 2 (7)

【委員：「工事の実施による土壌」の調査地点に関して、「地歴の状況に応じて決定」とあるが、その設定の方針が決まっていれば教えて頂きたい。

事：「土壌汚染の状況の調査地点は、地歴調査の結果に基づき対象 事業実施区域内に 1 地点設定する。」とあるが、地歴調査の結果によっては 1 地点とは限らないことから、「地歴調査の結果に基づき対象事業実施区域内に、必要な地点を設定する。」とすること】

土壌汚染対策法に基づく基準について調査を行う場合は、同法に基づく方法により試料の採取・分析を行うこと。【事】 指導

【事：現地調査は、土壌汚染対策法第 3 条第 1 項の規定に基づき環境省令で定める方法により実施すること】

(8) 日照障害

施設の供用による影響の予測及び評価に当たっては、当該事業で設置予定の建屋の規模及び配置を明らかにすること。【委】 指導

【委員：日照障害及び景観の影響に係る予測及び評価について、当該事業で設置予定の建屋の規模及び配置を明らかにしたうえで、予測及び評価を行う必要がある】

(9) 植物・動物・陸水生物

工事の実施及び施設の供用による影響に係る調査について、調査地点の設定理由を明らかにすること。また、猛禽類については、「猛禽類保護の進め方（改訂版）（平成 24 年 環境省）」に従って調査期間等を設定すること。

【委】【事】 答申 2 (8)

【委員：動物、植物、陸水生物の調査地点の選定理由を教えていただきたい】

工事の実施及び施設の供用による影響に係る調査について、事業実施区域周辺に希少種の生息が想定される場合は、これらの生物への影響等も考慮して適切に調査手法を設定すること。【委】 指導

【委員：希少種の生息が資料調査で確認されている。非常に貴重な種であるため、できるだけ個体を傷つけることがないように調査してもらいたい】

(10) 景観

本事業で設置を予定している建屋について、周辺の景観に配慮した色彩の検討を行うこと。また、予測及び評価に当たっては、建屋の規模及び配置を明らかにすること。【委】 指導

【委員：日照障害及び景観の影響に係る予測及び評価について、当該事業で設置予定の建屋の規模及び配置を明らかにしたうえで、予測及び評価を行う必要がある。色彩について、周辺の色彩と同じようなものにした方が目立たなくて良いのではないか】

施設の供用による影響に係る調査について、景観に係る環境影響を的確に把握できる調査地点を設定するとともに、設定の理由を明らかにすること。

【委】【事】 答申2(9)

【委員：利根川沿川の河川景観は、我孫子市及び取手市の景観を特徴づける重要な景観特性であると考えられることから、調査地点は河川沿川にも設定すべきである】

(11) 廃棄物・残土

工事に伴い発生する廃棄物及び残土の量を明らかにするとともに、その処分方法等を具体的に記載すること。【事】 指導

施設の供用に伴い発生する焼却灰及び飛灰の処分方法等を具体的に記載すること。【委】【事】 指導

【委員：灰の処分方法について確認したい】

(12) 温室効果ガス等

予測及び評価において、現行の焼却施設における取組及び発生する温室効果ガスの量を明らかにしたうえで、新設焼却施設との比較を行うこと。

【委】【事】 答申2(10)

【委員：温室効果ガス等について、現在の施設で温室効果ガスがどのくらい発生しているか実測する必要がある】

施設全体から発生する温室効果ガスの量とともに、ごみ処理量当たりの発生量についても評価を行うこと。【委】【事】 指導

【委員：施設全体から発生する温室効果ガスの量とともに、ごみ処理量当たりの発生量についても評価を行う必要がある】

4 その他

既存文献資料の結果の引用部分については、記載内容を再度精査し、誤りが確認された場合は、準備書において修正を行うこと。【市】【事】 指導

【市：貴市は、本市の測定結果を誤って評価しており、是正を求める】